

基安労発 0226 第 5 号

平成 27 年 2 月 26 日

別記の都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(契 印 省 略)

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の平成 27 年度以降の
負担金について

標記除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度については、平成 25 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 17 号により、貴局あて通知したところである。

今般、本制度の事務局である公益財団法人放射線影響協会より、別添のとおり平成 27 年度以降の負担金について決定がなされたので、貴局においても了知されたい。

別記

岩手

宮城

山形

福島

茨城

栃木

群馬

埼玉

千葉

東京

神奈川

新潟

静岡

除染登録管理制度参加事業者
代表者各位

公益財団法人 放射線影響協会
理事長 長瀧 重信

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の平成27年度以降の負担金について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に関しまして、多大のご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、平成27年2月12日に開催しました除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度参加者協議会における決議を受け、以下の通りといたします。

今後とも、本制度の運用についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

[定期線量登録及び記録引渡しを行う事業者]

(従前の通り)

平成25年度：年額 3,000円/人（各種登録及び記録引渡しに係わる負担金及びシステム整備に係わる費用を含める）

平成26年度：年額 4,500円/人（各種登録及び記録引渡しに係わる負担金、システム整備に係わる費用及び本制度発足前に完工した除染等事業での被ばく線量の登録に係わる費用を含める）

(新規設定)

平成27～28年度：年額 2,500円/人とする。

注1) 平成27年度及び平成28年度に関わる工事を対象とする。

注2) 工事が年度をまたがる場合は、年度が変わった最初の定期線量登録時に次年度の負担金（年額）の請求及び支払いを行う。

なお、平成28年度の負担金については平成27年度と同等とするが、今後の登録及び収支の状況によって必要があれば制度参加者協議会に諮り適宜見直しを行う。

平成29年度以降の負担金については制度参加者協議会で協議することとする。

[記録引渡しのみを行う事業者]

(従前の通り) 記録引渡しの都度2,000円/人とする。

敬具